

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた  
速やかな検討を求める意見書

1979年、国連は政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすことを定めた女性差別撤廃条約を採択し、日本も1985年に批准した。さらに1999年には、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた女性差別撤廃条約選択議定書が国連で決議・採択され、2000年に発効された。選択議定書には2021年2月時点で、女性差別撤廃条約の締結国189か国のうち114か国が批准しているが、日本政府は「個人通報制度の受け入れには、司法制度や立法政策との関連での検討課題がある」などとして、批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続きを尽くした後、条約に基づき設置された委員会に通報し、委員会はこれを検討の上、見解または勧告を条約の締結国に通知する制度である。委員会の見解は、当該締結国に対し法的な拘束力を持つものではないが、その影響は小さくなく、選択議定書の批准は、女性差別解消の実現に向けて重要な役割を果たすものである。

政府は第5次男女共同参画基本計画で、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記している。

よって、国会及び政府においては、男女共同参画基本計画で掲げた目標の実現のため、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年（2022年）12月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに山口 かずさ  
山口かずさ議員及び市民ネットワーク北海道石川さわ子議員